

社会福祉法人寄居町社会福祉協議会非常勤役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寄居町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員等)

第2条 この規程において、非常勤役員等とは、非常勤の理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員等の報酬は、これを支弁しない。ただし、職務のため旅行したときまたは会議に出席したときは、旅費または費用弁償を支給する。

2 前項に規定する旅費については、「社会福祉法人寄居町社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程」に基づき、支給する。

3 会議に出席した場合の費用弁償は、1日につき1,000円とする。

(会議の区分)

第4条 前条第1項及び第3項に基づく会議とは、規程・要綱で設置等定めたものであって、費用弁償の支給が規定されたものとする。

(例外措置)

第5条 定款及び諸規程に定めのない者を会長が特に必要と認め、職務のため旅行または会議に出席することを命じたときは、この規程に基づく非常勤役員等とみなし、旅費または費用弁償を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。

2 社会福祉法人寄居町社会福祉協議会の役員等で非常勤の旅費に関する規程は、廃止する。